

西村あさひ法律事務所

フェイクニュース・デマ情報への法的対応・基礎編
—①法的規制の概観と企業の取組み

危機管理ニューズレター

2021年8月31日号

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)E-mail✉ [松本 佳子](#)E-mail✉ [西田 朝輝](#)E-mail✉ [沼田 知之](#)E-mail✉ [宮本 聡](#)

目次

- I フェイクニュース・デマ情報への法的対応・基礎編—①法的規制の概観と企業の取組み／沼田 知之
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

I フェイクニュース・デマ情報への法的対応・基礎編—①法的規制の概観と企業の取組み

執筆者：沼田 知之

1. 他人事ではない「フェイクニュース」・「デマ情報」の問題

近年「フェイクニュース」や「デマ情報」が社会に与える悪影響が世界的に問題視され、各国でその対策が議論されています。選挙の候補者や政策等について虚偽の情報が流布されることによって、有権者の判断が歪められたり政治的分断が深まる、特定個人について虚偽情報が流布されることにより SNS 等で激しい誹謗中傷がなされる、災害時や感染症に関連する虚偽の情報が流布して被害が拡大したり混乱が助長されるといった問題が連日報じられていますが、企業にとってもフェイクニュース・デマ情報の問題は対岸の火事ではありません。

会社の信用を傷付けるような虚偽の情報が流されれば、企業価値は大きく毀損されます。自社の提供する商品やサービスの品質を不当におとしめるような情報が流されたり、自社の役員・従業員に対していわれのない誹謗中傷がなされたりすれば、正常な企業活動が行えなくなるといった事態も生じ得ます。新型コロナウイルス感染拡大の初期には、「トイレトペーパーがなくなる」「●●が効くらしい」といったデマ情報が流布されただけでなく、複数の地域において、飲食店・宿泊施設等が感染者の立寄先や勤務先であると虚偽の情報を流され、風評被害を受けました。近時、ワクチン接種の副反応や後遺症について虚偽又は根拠のない情報が流布されていることが社会的に問題視されていますが、これは、ワクチン開発を行っている企業から見れば、自社の企業価値を毀損する虚偽情報等への対応が必要とされている状況ともいえます。

企業がフェイクニュースやデマ情報によって危機に立たされるといった事案は、過去にも存在しましたが¹、現代では、SNS 等の普及により一般の利用者でも容易に情報発信が可能であり、また、多くのユーザがインターネット上のプラットフォームを通じて情報に触れることから、情報が広範囲かつ迅速に伝播する状況にあります²。とりわけ、虚偽の情報は SNS 上において正しい情報よりも早く拡散する傾向にある上も指摘されています。また、個人の好みに合わせた情報が提供されるプラットフォームが多いこ

¹ 例えば、有名な豊川信用金庫事件においては、高校生が信用金庫に就職が決まった同級生に冗談で「信用金庫は(銀行強盗が入るかもしれないから)危ないよ」と話したことがきっかけとなりました。その会話をたまたま耳にした人から情報が伝わる過程で、豊川信用金庫の経営(信用状態)が危ないとの誤解が生じ、それが噂として町中に広まった結果、信用金庫の窓口に預金者が殺到する取り付け騒ぎがおきたとされています。

² デロイトトーマツは、直近 1 世紀のパンデミック発生時における情報伝達力を指数化し、スペイン風邪流行時(1918~1920 年)の情報伝達力を「1」とした場合、SARS 流行時(2002 年)の情報伝達力はその約 2.2 万倍、新型インフルエンザ流行時(2009 年)は約 17.1 万倍、新型コロナウイルスが流行している 2020 年現在では約 150 万倍にまで到達しているとの試算を公表している(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/cbs/information-epidemic.html>)。

とから、興味を持った内容や自分と類似した意見ばかりに触れ、意見の増幅・強化が起きる「エコーチェンバー(反響室)現象」が、虚偽情報の拡散を促していることも考えられます。

本稿では、こうしたフェイクニュースやデマ情報に対し、企業がどのように対応すべきか、法的観点を中心に基礎的な点から解説をします。今回は、法的規制の概観と企業の取組みにおける留意点について説明し、次回以降、本年4月に成立し2022年後半に施行される予定の改正プロバイダ責任制限法³の概要やこれを踏まえた今後の展望、企業不祥事発生時における二次的被害としての虚偽情報対策についても紹介する予定です。なお、「フェイクニュース」という言葉は、その定義が明確ではなく、各国の公式な文書においては、「disinformation」(虚偽情報・偽情報)あるいは「misinformation」(誤情報)という用語が用いられることもあります。また、虚偽の情報が含まれるコンテンツについても、情報の真実性の度合いや、情報の受け取り手を欺き、他者に害を与える意図の強弱は様々です。本稿では、意図的に又は意図せず広められる虚偽もしくは不正確な情報であって、企業価値を毀損したり、正常な事業運営を妨げるおそれのある情報を広く検討の対象とすることとします。

2. フェイクニュースに対する法的規制の概観

日本においては、フェイクニュースやデマ情報をスペシフィックに規制する法令はなく、虚偽の情報を発信しただけでその結果を問わず直ちに法令に違反することはありません。もっとも、企業に関するフェイクニュースやデマ情報を書き込んだ結果、対象となる企業に被害を与えたり、資本市場や公正な競争に悪影響を及ぼすといった結果を招いた場合には、以下のような法令違反に該当する可能性があります。

(1) 信用毀損・偽計業務妨害

フェイクニュースやデマ情報によって他人の経済的な評価をおとしめる結果を招いた場合は、信用毀損罪(刑法233条前段)に該当することがあります。ここにいう経済的な評価には、支払能力等の財務面での信用だけでなく、販売される商品やサービスの品質に対する社会的な信頼も含まれます⁴。また、他人の業務を妨害した場合には、偽計業務妨害罪(刑法233条後段)に該当し得ます。

したがって、「X社の商品は安全性に問題があり、健康被害も出ている」とか、「Y社は倒産寸前で銀行から融資を引き上げられそうになっている」といった虚偽情報を流した結果、これらの会社自体やその商品・サービスの信用が傷付いたり、クレームが殺到して正常な業務運営に支障が生じるといった自体が生じた場合には、これらの犯罪が成立し得ることになります。

また、このような行為により具体的な損害が発生した場合には、民事上の不法行為(民法709条)にも該当し、損害賠償請求の対象となり得るものと考えられます。

(2) 名誉毀損

フェイクニュースやデマ情報を流布したことにより、他人の社会的評価を傷付けた場合には、名誉毀損罪(刑法230条)に当たることもあり得ます。企業の役職員に対して過去の経歴や人格に問題があるかのような虚偽情報を流布させた場合、そのことが直ちに経済的な信用を毀損するには至らなかったとしても、客観的に見て当該役職員やその属する企業の社会的評価を不当におとしめたものとして、名誉毀損に該当する可能性があります。

名誉毀損行為についても、民事上の損害賠償請求(民法710条)が可能となるほか、名誉回復のための処分(同法723条)や、差止め請求が可能とされています。

(3) 金融商品取引法違反(風説の流布・偽計)

上場企業やその商品・サービスに関する虚偽情報が流布された場合、当該企業の株価等にも影響が及ぶことがあります。このように、市場における相場の変動を図ることを目的として虚偽の情報や合理的根拠のない風評を不特定多数の者に伝達すること

³ 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の略称。以下本稿においてこの略称を用いる。

⁴ 最判平成15年3月11日刑集57巻3号29頁参照。

は、金融商品取引法が禁じる「風説の流布」「偽計」(同法 158 条)に該当し、刑事罰や課徴金納付命令⁵の対象となることが有り得ます。

過去に摘発の対象となった風説の流布・偽計の事案は、その多くがポジティブな虚偽情報を流布することによって株価の高騰を図ったものでしたが、空売りをした上で、株価の値下がりを目的にネガティブなフェイクニュース・デマ情報を発信したような場合にも、風説の流布や偽計に該当し得るものと考えられます⁶。

(4) 不正競争防止法違反・独占禁止法違反

やや限定された場面ではありますが、競合他社についてフェイクニュースやデマ情報を流す行為は、不正競争防止法で禁止されている営業誹謗行為(同法 2 条 1 項 21 号)にも該当し得ます。この場合、被害を受けた企業としては、民事差止・損害賠償・信用回復措置等を請求することができます。

また、競合他社について虚偽情報を流布することによりその取引を妨害する行為は、独占禁止法によって禁止されている不正な取引方法(競争者に対する取引妨害。同法 19 条、一般指定 14 項)にも該当することがあります⁷。この場合には、民事上の差止めその他、公取委による行政調査及び処分を求めることも考えられます。

3. 法的措置のハードル及び近時の動向

(1) 法的措置に対するハードル

もっとも、上記 2 に記載したような既存の法規制を適用することによるフェイクニュース・デマ情報の規制にはハードルもありません。

第一に、憲法 21 条によって保証されている表現の自由との調整の観点から、虚偽の情報であることが立証されなければ、信用毀損罪・偽計業務妨害罪・風説の流布等には該当しません。名誉毀損罪の成立には、その内容の真偽は問わないとされているものの、公共の利害に関する事実については、真実であることが証明された場合や、確実な資料・根拠に基づいて真実であると誤信した場合には、処罰されないものとされています⁸。このため、明確に虚偽であると立証しにくい情報の流布に対しては、捜査当局としても立件に慎重な態度を取ることが多いと考えられます。

第二に、民事訴訟を提起するためにはフェイクニュース・デマ情報を発信したり流布した者を特定することが必要となるところ、SNS 上でフェイクニュースが広まった場合、そもそもの出所や広く拡散されたきっかけとなった投稿が明確でないこともあります。また、仮に問題となる投稿自体は発見できたとしても、匿名の投稿であるなど、当該投稿を行った者を特定することが困難な場合も少なくありません。被害届・告訴状を提出して刑事処分を促したり、行政当局に申告・通報を行って処分を求める場合には、被疑者を特定することは必須ではありませんが、当局に積極的な対応を促す上では、被疑者が特定されていることはプラスに働きます。

この点、日本においては、プロバイダ責任制限法上の発信者情報開示手続を通じて投稿者の特定を図ることになりますが、その手続は必ずしも容易ではありませんでした。従来は、多くの場合、①SNS の運営者であるプラットフォーム事業者(コンテンツプロバイダ)への開示請求と、②投稿者にインターネットへのアクセスを提供している通信事業者(アクセスプロバイダ)への開示請求を経て、ようやく③投稿者に対する民事訴訟の提起又は捜査当局・行政当局に対する申告に至ることになり、手続に多くの時間・コストがかかり、救済を求める被害者にとって負担が掛かっていました。

⁵ 違反行為の抑止を図り法規制の実効性を確保するために、行政上の措置として金銭的負担を課す制度。

⁶ 風説の流布・偽計ではなく、同じ金融商品取引法 158 条で禁止されている、相場変動目的での暴行・脅迫が問題となった事案として、ディスカウント・ストアに対する放火事件が著名である。同事案では、大手ディスカウント・ストア事業者の株式につき相場変動を図る目的で、同社店舗に放火し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知した会社役員が、放火と共に金融商品取引法違反でも処罰された。

⁷ 公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成 29 年 6 月 16 日)(https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokukijun/ryutsutorihiki_files/ryutsutorihikigl_2017.pdf)

⁸ 最大判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 巻 7 号 975 頁。

(2) 各国における規制動向

近年、フェイクニュース対策の検討が先行している米国及び欧州においては、このような表現の自由との調整や、フェイクニュース・デマ情報の速やかな是正を目的として、プラットフォーム事業者の自主的な取組みやファクトチェック機関との連携強化等の対応が進められています。

日本においても、総務省主催の「プラットフォームサービスに関する研究会」においてフェイクニュース対策が議論され、「プラットフォーム事業者を始めとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本」に据えつつ、自主的対応が十分な効果を発揮しない場合には、「透明性・アカウントビリティの確保方策に関して、プラットフォーム事業者に対する行動規範の策定や対応状況の報告・公表など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行う」との方針が示されました⁹。また、2020年8月には、主として個人に対する誹謗中傷を念頭に置いたものですが、プラットフォーム事業者に対して、他人の権利を侵害するような情報については書き込みの削除・非表示・アカウント停止等の対応を実施すること、誹謗中傷等に対する取組みについて透明性やアカウントビリティを確保することを求める提言が示されています¹⁰。2021年4月には、発信者情報開示に係る非訟手続の創設、ログイン型投稿に係る発信者情報開示への対応等を柱とする改正プロバイダ責任制限法が成立しています。

改正プロバイダ責任制限法の概要及び近時の規制動向の具体的内容については、次回以降紹介いたします。

4. 企業の取組み—平時と有事の対応

企業担当者としては、フェイクニュースやデマ情報に対してどのような法的対応を取るべきでしょうか。ここでは、実際に被害に遭った場合にどのように対応すべきか(有事対応)と、普段からどのような点について心がけたり、準備をしておくべきか(平時対応)の両側面から考えてみたいと思います。

(1) 有事対応

有事対応として、上記2記載のとおり、フェイクニュースやデマ情報によって企業が被害を被った場合には、以下のような法的対応が考えられます。

- 捜査当局に対して告訴又は被害届の提出を行って刑事処分を求める
- 発信者情報開示手続等を経て、虚偽情報の投稿者・拡散者を特定した上で、民事訴訟(損害賠償請求、差止請求、名誉回復措置請求・信用回復措置請求等)を提起する¹¹
- (各法令の違反要件に該当する場合)金融商品取引法違反や独占禁止法違反に該当するとして、証券取引等監視委員会や公正取引委員会に対して違反事実の申告を行う

虚偽情報の内容や流布の状況、想定される投稿者、被害の内容など、事案によって取り得る選択肢や有効な手段は異なってきますので、どのような対応を取るべきか、法務部門や外部弁護士等と相談して検討することが必要になります。この際に重要となるのが、以下の点です。

➤ 迅速な対応

虚偽の情報は時間が経つほど広範囲に拡散していき、事後的にこれを打ち消す事も困難になっていきます。また、法的対応のために必要な発信者情報や証拠となるデータ等は、一定期間が経過するとサーバ上から削除され、対応が困難になることも考えられます。

⁹ 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書」(2020年2月7日公表)(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000075.html)。

¹⁰ 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」(2020年8月7日公表)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000701995.pdf)。

¹¹ 差止請求・名誉回復措置請求・信用回復措置請求等について、本訴提起よりも迅速な手続として、仮処分の申立てを行うことも考えられる。

➤ 総合的・戦略的な視点

仮に投稿者に対して刑事罰が科されたり、民事上の法的責任を追及したとしても、拡散された虚偽情報を全て追跡・補足して削除することは不可能です。したがって、企業には、メディア・消費者・取引先・監督当局・投資家・従業員等の多様なステークホルダーに対して、正しい情報を提供することが求められます。また、投稿者・拡散者等との後日の紛争に備えた証拠収集・財産保全や、低下したレピュテーションの向上策、今後虚偽情報の流布を防ぐための再発防止策などについても検討する必要があります。このような多角的な対応を、総合的・戦略的視点を持って同時並行的に行うためには、企業内において、法務・コンプライアンス部門と、広報・マーケティング部門等が緊密にコミュニケーションを取って対応に当たることが重要です。また、必要に応じて、危機管理対応に通じた弁護士やPRコンサルタント等の助力を得ることも考えられます。

➤ 正確なカウンター情報の提供

虚偽情報の拡散を防止し誤認識を減少させるためには、カウンター情報、特に公的機関等の信頼性の高い情報を用いたデマの訂正が効果的であるとされています。フェイクニュースやデマ情報の対象となった企業としては、正確な情報を適時に発信すると共に、必要に応じ、公的機関や、今後本格的な活動が期待されるファクトチェック機関の公表情報等を引用するなどして信頼性の確保に努めることが有効であると考えられます。なお、フェイクニュースやデマ情報に対して、感情的に応酬したり、不確実な情報で対抗することは避けるべきです。騒動が盛り上がって炎上状態になると虚偽情報が更に拡散されることになり、不確実な情報を公表した後になって、当該情報も事実と反すると判明した場合には、当該企業に対する信頼が損なわれ、その反動で虚偽情報の信頼性が高まってしまふことも考えられます。

➤ 沈静化後も手を緩めない

フェイクニュースやデマ情報が虚偽であるとの認識が拡がると、当該情報の拡散は収束していきます。しかし、一度は虚偽であることが広く知られるに至った情報が、一定期間経過後に再度拡散されるケースがあることが、明らかになってきています。企業としては、フェイクニュースやデマ情報による騒動が一旦沈静化したように見えても、対応の手を緩めるべきではなく、適切な情報開示や法的対応を進めることが重要です。

(2) 平時対応

平時対応としては、まず、当然のことながら、私たち自身が虚偽情報の発信・拡散をしないことです。フェイクニュースを発信しないことはもちろん、悪意の有無を問わず、虚偽の情報を拡散することがないようにしなければなりません。そのためには、複数の情報源から情報を収集・比較する、情報の発信元が信頼できる人・機関なのかを確認する、当該情報が古い情報ではないか、発信時期を確認する、引用や伝聞がなされた情報について一次情報を確認するといった方法で、ファクトチェックをきちんとすることが必要です。

また、企業としては、消費者・取引先等とのコミュニケーションを活発にすると共に、自社の製品・サービスや事業運営について、透明性の確保に努めることも重要です。それにより、当該企業の発信する情報の信頼性が高まり、いざフェイクニュースやデマ情報が拡散したときにも、カウンター情報を信用してもらいやすくなります。

また、フェイクニュースやデマ情報については、上記 3 記載のように官民を通じた取組が進められているところですので、今後、企業として取り得る対応の選択肢が拡がっていく可能性があります。企業担当者としては、法的規制や事業者の自主的な取組みなどの動向を注視し、アップデートを図っていく必要があります。このような情報のアップデートを図る観点や、有事の際に速やかに相談をする観点で、平時から専門家とのチャンネルを確保しておくことも有効でしょう。

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2021年7月30日】

証券取引等監視委員会、2021年度版の「開示検査事例集」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20210730-1.htm>

証券取引等監視委員会は、2021年度版の「開示検査事例集」を公表しました。2020年度において課徴金納付命令勧告が行われた事案のうち、特徴的なものは下記のとおりとされています。

- 上場会社が、複数の企業との間で架空循環取引を行うことにより、過大な当期純利益等を計上した事案
- 上場会社が、海外子会社にて売上原価の過少計上を行うことにより、過大な当期純利益等を計上した事案
- 関連当事者に該当する取締役に対し、多額の送金を行ったにもかかわらず、連結財務諸表に「関連当事者との取引」として注記を行わなかった事案

【2021年8月2日】

個人情報保護委員会、個人情報保護法ガイドラインの改訂案に関する意見募集の結果を公表

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=240000069&Mode=1>

個人情報保護委員会は、2021年8月2日、個人情報保護法ガイドラインの改訂案¹²に関する意見募集の結果を公表しました。個人情報保護委員会は、意見募集で寄せられたコメントに対する考え方として、例えば、以下のような回答を行っています。

- 特定商取引に関する法律やその他の法令に違反して営業行為を行っている事業者から本人が突然接触を受け、平穏な生活を送る権利が侵害される等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定される場合に、当該事業者本人の個人情報を提供することは、改正個人情報保護法16条の2が禁止する不適正利用に該当し得る。
- 個人情報保護委員会への報告対象事項の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」(改正個人情報保護法施行規則6条の2第2号)とは、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されている。そのため、例えば、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント、クレジットカード番号のうち下4桁と有効期限、購買履歴といった個人データのみが漏えい等した場合であっても、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある」には該当しないと考えられる。
- 「通販等でいったんは契約し商品を購入したが、その後、本人が今後利用しないので利用停止してほしい」と伝えたという事例において、「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」(改正個人情報保護法30条5項)として、利用停止等又は第三者提供の停止が認められるか否かは、個人情報取扱事業者において、例えば代金請求といった権利行使のために当該保有個人データを取り扱う必要があるか否か等も考慮して判断される。

【2021年8月20日】

消費者庁、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」を公表

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025264/>

消費者庁は、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(以下「本指針」といいます。)を公表しました。

本指針の内容は、[本ニューズレター2020年5月31日号](#)(「消費者庁、『公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書』を公表」と大きな変更はありません。本指針を含む、2020年改正公益通報者保護法(2022年6月施行予定)¹³¹⁴について注目すべきポイントを改めてご紹介すると、以下のとおりです。

- 事業者は、公益通報対応業務従事者を定める必要があるが、その際、書面により指定をするなど、従事者の地位に就

¹² 同改訂案の内容については、[本ニューズレター2021年5月31日号](#)(「個人情報保護委員会、個人情報保護法ガイドラインの改訂案を公表」)をご参照ください。

¹³ 法改正の内容については、[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「『公益通報者保護法の一部を改正する法律案』が閣議決定」)及び[本ニューズレター2020年6月30日号](#)(「改正公益通報者保護法、公布」)をご参照いただけますと幸いです。

¹⁴ 2020年改正公益通報者保護法のQ&Aについては、[本ニューズレター2020年9月30日号](#)(「消費者庁、改正公益通報者保護法についてのQ&Aを公表」)をご覧ください。

くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない(改正法 11 条 1 項、本指針第 3 の 2)。

- 公益通報者に対して不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる必要がある(改正法 11 条 2 項、本指針第 4 の 2(1))。
- 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者が守秘義務に違反した場合、刑事罰(30 万円以下の罰金)の対象となる(改正法 12 条、21 条)。

2020 年改正公益通報者保護法の施行後においては、調査結果に対して不満を抱いた公益通報者が、公益通報対応業務従事者の守秘義務違反を主張した場合には、公益通報対応業務従事者が刑事罰を受けるリスクにさらされる可能性があることに留意が必要です(特に、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントに関する公益通報は、対応を誤れば、公益通報者が調査結果に不満を抱くことも多いと思われ、慎重な対応が求められます。)

また、原則として公益通報対応業務従事者として定めた者(及び公益通報対応業務従事者であった者)のみが、上記守秘義務違反に基づく刑事罰の対象となることにも留意が必要です。

なお、今回、本指針に対するパブリックコメントに対する回答として、以下の見解が示されています。

- 「公益通報対応業務」とは、「内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う」ことを指す¹⁵。
- 「内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する」必要があるところ(本指針第 4 の 1(3))、「公益通報者と連絡がとれず事実確認が困難である場合」は「正当な理由」が認められるが、公益通報者と連絡がとれないことのみをもって調査を実施しない「正当な理由」が認められるわけではないと考えられる¹⁶。
- 顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合、「顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意が必要」であり、顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする旨を「労働者等及び役員並びに退職者向けに明示するなどにより、内部公益通報受付窓口の利用者が通報先を選択するに当たっての判断に資する情報を提供する」ことが望ましい¹⁷。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#)

¹⁵ 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書 6 頁脚注 12 と同様である。

¹⁶ 前掲・報告書 9 頁と同様である。

¹⁷ 前掲・報告書 11 頁と同様である。